

ゆとりっく指定管理業務に関する
基本協定書

【案】

令和 年 月 日

南あわじ市

【案】

ゆとりっく指定管理業務に関する基本協定書

南あわじ市（以下「市」という。）と（以下「指定管理者」という。）とは、南あわじ市の公の施設である『ゆとりっくクアハウス』及び『ゆとりっくクラブハウス』（以下、「施設」という。）の管理及び運営に関する業務（以下「管理業務」という。）について、南あわじ市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年南あわじ市条例第206号、以下「指定管理者条例」という。）第7条の規定に基づき、次のとおり基本的な事項について協定（以下「基本協定」という。）を締結する。

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この基本協定は、南あわじ市温浴施設条例（平成19年南あわじ市条例第37号、以下「温浴施設条例」という。）第12条及び南あわじ市温水プール条例（平成19年南あわじ市条例第38号、以下「温水プール条例」という。）第13条の規定により指定管理者に指定された指定管理者が行う施設の管理業務に関し必要な事項を定める。

（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

第2条 指定管理者は、温浴施設条例及び温水プール条例（以下「温水浴施設条例等」という。）第1条にそれぞれ規定する施設の設置目的に基づき、施設の管理運営を行うことに対し、求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

2 市は、事業が民間事業者によって実施されるものであることを十分理解し、対等な立場に立ってその趣旨を尊重するものとする。

（信義誠実の原則）

第3条 市及び指定管理者は、互いに協力し、信義を重んじて協定を誠実に履行しなければならない。

（用語の定義）

第4条 この基本協定において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 指定開始日 指定管理者条例に定める指定期間の開始日のことをいう。
- （2） 指定管理料 市が指定管理者に対して支払う管理業務の実施に関する対価のことをいう。
- （3） 自主事業 第7条に規定した管理業務以外の業務で、指定管理者が自己の責任と費

用において実施する業務のことをいう。

- (4) 提案書 施設の指定管理者の公募にあたり、指定管理者が提出した業務提案書のことをいう。
- (5) 不可抗力 天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動等）、法令変更及びその他市及び指定管理者の責めに帰すことのできない事由をいう。なお、施設利用者数の増減は、不可抗力に含まないものとする。
- (6) 法令 すべての法律、法規、条例及び正規の手続きを経て公布された行政機関の規程を言う。
- (7) 募集要項 ゆとりっく指定管理者募集要項のことをいう。
- (8) 募集要項等 募集要項、ゆとりっく指定管理仕様書（以下「仕様書」という。）及びそれらに係る質問回答のことをいう。
- (9) 利用料金 施設の利用の対価として指定管理者に支払われる施設の利用料金のことをいう。

（管理物件）

第5条 指定管理者が管理する施設、物品等（以下「管理物件」という。）の対象は、別紙に掲げる財産管理台帳（別紙1）によるものとする。

2 指定管理者は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（指定期間）

第6条 市が指定管理者を指定管理者として指定する期間は、令和9年4月1日から令和14年3月31日までとする。

（管理業務の範囲）

第7条 指定管理者が行う業務の範囲は、温浴施設条例第12条及び温水プール条例第13条の規定に基づき、次のとおりとする。

- (1) 施設の使用の許可及び使用の制限に関する業務
 - (2) 施設の維持管理及び運営に関する業務
 - (3) 施設の利用者がその施設又は設備を損傷し、又は滅失したときにおける損害賠償の手続きに関する業務
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務
- 2 前項に掲げる業務の詳細は、仕様書に定めるとおりとする。

（業務実施条件）

第8条 指定管理者が管理業務を実施するに当たって満たさなければならない条件は、

仕様書に示すとおりとする。

（管理業務の実施）

第9条 指定管理者は、基本協定、年度協定、条例、関係法令等のほか、募集要項等及び提案書に従って管理業務を実施するものとする。

2 基本協定、募集要項等及び提案書の間に矛盾、食い違い等がある場合は、基本協定、募集要項等、提案書の順にその解釈が優先されるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、提案書にて仕様書を上回る水準が提案されている場合は、提案書に示された水準によるものとする。

（開業準備）

第10条 指定管理者は、指定開始日に先立ち、管理業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。

2 指定管理者は、必要と認める場合には、指定開始日に先立ち、市に対して施設の視察を申し出ることができるものとする。

3 市は、指定管理者から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

（第三者による実施）

第11条 指定管理者は、事前に市の承諾を受けた場合、管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。

2 指定管理者が管理業務の一部を第三者に実施させる場合は、すべて指定管理者の責任及び費用において行うものとし、管理業務に関して指定管理者が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて、指定管理者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、指定管理者が負担するものとする。

（施設の改修等）

第12条 施設及び設備機器（以下「施設設備等」という。）の改造、増築、移設及び1件あたり100万円を超える修繕については、指定管理者が市と協議の上、決定する。
なお、前述する額には消費税及び地方消費税を含むものとする。

2 前項以外の修繕については、すべて指定管理者が自己の費用と責任において実施するものとする。なお、施設の老朽化を鑑み、早急かつ的確に対応を行うこと。

（緊急時の対応）

第13条 指定期間中、管理業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場

合、指定管理者は速やかに必要な措置を講じるとともに、市を含む関係者に対して緊急事態発生旨を通報しなければならない。

- 2 事故等が発生した場合、指定管理者は市と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。

（個人情報の保護）

第14条 指定管理者が取扱う個人情報については、南あわじ市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年南あわじ市条例第38号）の規定を準用し、個人情報の漏洩、滅失又はき損の防止その他保有する個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定管理者又は管理業務の一部又は全部に従事する者は、当該管理業務により知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

- 3 前2項にかかる詳細については、別記1「個人情報取扱特記事項」に規定する。

（管理業務にかかる情報の公開）

第15条 施設の管理において指定管理者が取扱う情報について、南あわじ市情報公開条例（平成17年南あわじ市条例第18号）の趣旨にのっとり、情報の公開に関して必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 備品等の扱い

（市による備品等の貸与）

第16条 市が指定管理者に無償で貸与する備品等（以下「Ⅰ種備品等」という。）は、仕様書に記載するとおりとする。

- 2 指定管理者は、指定期間中、Ⅰ種備品等を常に良好な状態に保つものとする。
- 3 Ⅰ種備品等が経年劣化等により管理業務実施の用に供することができなくなった場合、指定管理者は必要に応じて購入又は調達するものとする。
- 4 指定管理者は、故意又は過失によりⅠ種備品等を毀損滅失したときは、市との協議により、必要に応じて市に対しこれを弁償又は自己の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達しなければならない。

（指定管理者による備品等の購入等）

第17条 指定管理者が指定管理料または利用料金により管理業務実施のため購入又は調達したⅠ種備品以外備品等（以下、「Ⅱ種備品等」という。）は、仕様書に記載するとおりとする。

- 2 Ⅱ種備品等が経年劣化等により管理業務実施の用に供することができなくなった場

合、指定管理者は、指定管理料又は利用料金により当該Ⅱ種備品等を購入又は調達するものとする。

- 3 指定管理者は、前2項及び前条に定めるもののほか、指定管理者の任意により購入又は調達した備品等（以下、「Ⅲ種備品等」という。）は、仕様書に記載するとおりとし、管理業務実施のために供することができるものとする。

（備品台帳による管理）

第18条 指定管理者は、Ⅰ種備品からⅢ種備品の分類ごとに備品台帳を作成し備品の管理を行わなければならない。

- 2 指定管理者は、使用状況を把握するため、年1回以上台帳と備品を突合するものとする。
- 3 指定管理者は、市から備品台帳の提出を求められたときは、速やかに提出しなければならない。

第3章 業務実施に係る市の確認事項

（事業計画書）

第19条 指定管理者は、毎年度市が指定する期日までに事業計画書を提出し、市の確認を得なければならない。

- 2 市及び指定管理者は、事業計画書を変更しようとするときは、市と指定管理者の協議により決定するものとする。

（事業報告書）

第20条 指定管理者は、毎年度終了後、管理業務に関し、市が指定する期日までに次の各項に示す事項を記載した事業報告書を提出し、市の確認を得なければならない。

- (1) 管理業務の実施状況に関する事項
- (2) 施設の利用状況に関する事項
- (3) 料金収入の実績及び管理経費等の収支状況等
- (4) 自主事業の実施状況に関する事項
- (5) 前号に掲げるもののほか、市が指示する事項

- 2 指定管理者は、市が第36条から第38条の規定に基づいて年度途中において指定管理者に対する指定管理者の指定を取り消した場合には、市が指定する期日までに当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- 3 指定管理者は、毎月終了後、管理業務に関し、市が指定する期日までに次の各項に示す事項を記載した月次報告書を提出し、市の確認を得なければならない。

- (1) 管理業務の実施状況に関する事項
- (2) 施設の利用状況に関する事項
- (3) 料金収入の状況等
- (4) 前号に掲げるもののほか、市が指示する事項

4 市は、必要があると認めるときは、事業報告書の内容又はそれに関連する事項について、指定管理者に対して報告書又は口頭による説明を求めることができるものとする。

(業務実施状況の確認と改善勧告)

第21条 市は、事業報告書の確認のほか、指定管理者による業務実施状況を確認することを目的として、随時、管理物件へ立ち入ることができる。また、市は、指定管理者に対して管理業務の実施状況や管理業務に係る管理経費等の収支状況等について説明を求めることができる。

- 2 指定管理者は、市から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。
- 3 前条及び本条第1項による確認の結果、指定管理者による業務実施が仕様書等、市が示した条件を満たしていない場合は、市は指定管理者に対して業務の改善を勧告するものとする。
- 4 指定管理者は、前項に定める改善勧告を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

第4章 指定管理料及び利用料金

(指定管理料)

第22条 市は、管理業務実施の対価として、指定管理者に1年間あたり金
円(5年間合計金 円、消費税及び地方消費税を含む。)を支払うものとする。

- 2 前項の対価は、指定管理者の請求により毎年4回(4月、7月、10月及び翌年1月)の分割にて支払うものとする。

(指定管理料の変更)

第23条 指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合、その都度、市と指定管理者協議の上、定めるものとする。

(利用料金収入の取扱い)

第24条 指定管理者は、施設に係る利用料金を当該指定管理者の収入として、収受する。

(利用料金の決定)

第25条 利用料金は、指定管理者が、温水浴施設条例等に規定する利用料金の範囲内において定めるものとする。ただし、その決定及び改定については事前に市の承諾を受けるものとし、必要に応じて市と指定管理者の協議を行うものとする。

第5章 損害賠償及び不可抗力

(損害賠償等)

第26条 指定管理者は、故意又は過失により管理物件を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市が特別の事情があると認めたときは、市は、その全部又は一部を免除することができるものとする。

(第三者への賠償)

第27条 管理業務の実施において、指定管理者に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、指定管理者はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が市の責めに帰すべき事由又は市と指定管理者双方の責めに帰することができない事由による場合は、その限りではない。

2 市は、指定管理者の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、指定管理者に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(保険)

第28条 管理業務の実施にあたり、指定管理者が加入しなければならない保険又は保険料を支払わなければならない保険は仕様書に規定するとおりとする。

(不可抗力発生時の対応)

第29条 不可抗力が発生した場合、指定管理者は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害・損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第30条 不可抗力の発生に起因して指定管理者に損害・損失や増加費用が発生した場合、指定管理者は、その内容や程度の詳細を記載した書面を持って市に通知するものとする。

2 市は、前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行った上で市と指定管理者の協議を行い、不可抗力の判定や費用負担等を決定するものとする。

3 不可抗力の発生に起因して指定管理者に損害・損失や増加費用が発生した場合、当

該費用については合理性の認められる範囲で市が負担するものとする。なお、指定管理者が加入した保険により補てんされた金額相当分については、市の負担に含まないものとする。

- 4 不可抗力の発生に起因して市に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については市が負担するものとする。

（不可抗力による一部の業務実施の免除）

第31条 前条第2項に定める協議の結果、不可抗力の発生により管理業務の一部の実施ができなくなったと認められた場合、指定管理者は不可抗力により影響を受ける限度において基本協定に定める義務を免れるものとする。

- 2 指定管理者が不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合、市は、指定管理者との協議の上、指定管理者が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を指定管理料から減額することができるものとする。

（連帯保証人）

第32条 指定管理者は、基本協定締結に当たって連帯保証人を立てることとする。連帯保証人は、指定管理者の責に帰すべき事由により、業務の継続が困難となった場合に、次の指定管理者への引継ぎが行われるまでの間、指定管理者を支援するとともに、指定管理者の損害賠償金、指定管理料で市が支出した額のうち、執行が確認できない場合、その未執行額等施設の管理運営費用等の支払いを保証するものとする。

- 2 連帯保証人は、前項の内容の履行に必要な資力、能力を有するものとし、市の承認を得るものとする。なお、市が不適当と認めるときは、指定管理者はその変更をしないでならない。

第6章 指定期間の満了

（業務の引継ぎ等）

第33条 指定管理者は、基本協定の終了に際し、市又は市が指定するものに対し、管理業務の引継ぎ等を行わなければならない。

- 2 市は、必要と認める場合には、基本協定の終了に先立ち、指定管理者に対して市又は市が指定するものによる施設の視察を申し出ることができるものとする。
- 3 指定管理者は、市から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

（原状復帰義務）

第34条 指定管理者は、基本協定の終了までに、指定開始日を基準として管理物件を原

状に回復し、市に対して管理物件を明け渡さなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、市が認めた場合には、指定管理者は管理物件の原状回復は行わずに、別途市が定める状態で市に対して管理物件を明け渡すことができるものとする。

（備品等の取扱い）

第35条 基本協定の終了に際し、備品等の扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 指定管理者が指定管理料により購入したⅠ種備品等及びⅡ種備品等については、市又は市が指定するものに対して引き継がなければならない。
- (2) Ⅲ種備品等については、原則として指定管理者が自己の責任と費用で撤去・撤収するものとする。ただし、市と指定管理者の協議において両者が合意した場合、指定管理者は、市又は市が指定するものに対して引き継ぐことができるものとする。

第7章 指定期間満了以前の指定の取り消し

（市による指定の取り消し）

第36条 市は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

- (1) 業務に際し不正行為があったとき
- (2) 市に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき
- (3) 指定管理者が基本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき
- (4) 自らの責めに帰すべき事由により指定管理者から基本協定締結の解除の申出があったとき
- (5) その他、市が必要と認めるとき

2 市は、前項に基づいて指定の取り消しを行おうとする際には、事前にその旨を指定管理者に通知した上で、次の事項について指定管理者と協議を行わなければならない。

- (1) 指定取り消しの理由
- (2) 指定管理者による改善策の提示と指定取り消しまでの猶予期間の設定
- (3) その他必要な事項

3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害・損失や増加費用が生じて、市はその賠償の責めを負わない。

（指定管理者による指定の取り消しの申出）

第37条 指定管理者は次のいずれかに該当する場合、市に対して指定の取り消しを申し出ることができるものとする。

- (1) 市が基本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき
- (2) 市の責めに帰すべき事由により指定管理者が損害又は損失を被ったとき
- (3) その他、指定管理者が必要と認めるとき

2 市は、前項の申出を受けた場合、指定管理者との協議を経てその処置を決定するものとする。

(不可抗力による指定の取り消し)

第38条 市又は指定管理者は、不可抗力の発生により、管理業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定取り消しの協議を求めることができるものとする。

2 協議の結果、やむを得ないと判断された場合、市は指定の取り消しを行うものとする。

3 前項における取り消しによって指定管理者に発生する損害・損失及び増加費用は、合理性が認められる範囲で市が負担することを原則として市と指定管理者の協議により決定するものとする。

(指定期間終了時の取扱い)

第39条 第32条から第34条の規定は、第36条から第38条の規定により基本協定が終了した場合に、これを準用する。ただし、市と指定管理者が合意した場合はその限りではない。

第8章 その他

(権利・義務の譲渡の禁止)

第40条 指定管理者は、基本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、事前に市の承諾を受けた場合はこの限りではない。

(一括再委託等の禁止)

第41条 指定管理者は、管理業務の全部又はその主たる業務を一括して第三者に下請けさせ、又は再委託することはできない。

(管理業務の範囲外の業務)

第42条 指定管理者は、施設の設置目的に合致し、かつ管理業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。

2 指定管理者は、自主事業を実施する場合は、市に対して事業計画書を提出し、事前に市の承諾を受けなくてはならない。その際、市と指定管理者は必要に応じて協議を

行うものとする。

- 3 市と指定管理者は、自主事業を実施するに当たって、別途の自主事業の実施条件等を定めることができるものとする。

（請求、通知等の様式その他）

第43条 基本協定に関する市と指定管理者間の請求、通知、申出、報告、承諾及び解除は、基本協定に特別の定めがある場合を除き、書面により行わなければならない。

- 2 基本協定の履行に関して市と指定管理者間で用いる言語は、日本語とする。

- 3 基本協定の履行に関して市と指定管理者間で用いる計量単位は、基本協定に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによる。

（協定の変更）

第44条 管理業務に関し、管理業務の前提条件や内容に変更が生じたとき又は特別な事情が生じたときは、市と指定管理者の協議の上、基本協定の規定を変更することができるものとする。

（解釈）

第45条 市が基本協定の規定に基づき書類の受領、通知若しくは立会いを行い、又は説明若しくは報告を求めたことを持って、市が指定管理者の責任において行うべき業務の全部又は一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

（疑義についての協議）

第46条 基本協定の各条項等の解釈について疑義を生じたとき又は基本協定に特別の定めのない事項については、市と指定管理者の協議の上、これを定めるものとする。

この基本協定の締結を証するため、本書を3通作成し、市、指定管理者及び連帯保証人がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

市 兵庫県南あわじ市市善光寺22番地1

南あわじ市長 守 本 憲 弘

指定管理者

住 所

名 称

代表者

連帯保証人

住 所

名 称



別記 1

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1条 指定管理者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この協定による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2条 指定管理者は、この協定による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（収集の制限）

第3条 指定管理者は、この協定による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（適正管理）

第4条 指定管理者は、この協定による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（利用及び提供の制限）

第5条 指定管理者は、市の指示又は承諾がある場合を除き、この協定による業務に関して知ることのできた個人情報を協定の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第6条 指定管理者は、この協定による業務を処理するために市から引き渡された個人情報記録された資料等を、市の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

第7条 指定管理者は、この協定による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、市が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

（資料等の返還等）

第8条 指定管理者は、この協定による業務を処理するために市から引き渡され、又は指定管理者自らが収集若しくは作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後直ちに市に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、市が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（従事者への周知）

第9条 指定管理者は、この協定による業務に従事する者に対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、協定の目的以外の目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

（実地調査）

第10条 市は、必要があると認めるときは、指定管理者がこの協定による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

（事故報告）

第11条 指定管理者は、この協定に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに市に報告し、市の指示に従うものとする

別紙 1 財産管理台帳

区 分	内 容	備 考
土 地	南あわじ市湊字平石 80-3 ほか 13 筆 面積：4,995 m ²	詳細は別紙一覧表のとおり
建 物	プール棟ほか 3 棟、2,341.59 m ²	
工作物	電気設備一式ほか 9 件	
備 品	ゆとりつく指定管理仕様書別表 3 備品台帳のとおり。	

土 地

所 在 地	地 番	地 目	面 積 (㎡)	備 考
南あわじ市			(㎡)	
湊字平石	8 1	田	700	
	7 8	田	516	
	7 9 - 1	田	680	
	8 0 - 1	田	689	
	8 0 - 3	用悪水路	15	
	8 0 - 4	用悪水路	13	
	8 1 - 2	用悪水路	15	
	8 1 - 3	用悪水路	15	
	8 2	田	954	
	8 2 - 2	雑種地	38	
	8 2 - 3	用悪水路	17	
	9 6	田	303	
	9 7 - 1	田	200	
	6 8	田	840	
計			4, 995	

建 物 一 覧 表

所 在 地	名 所	数 量	延床面積	備 考
南あわじ市 湊字平石		(棟)	(㎡)	
	プール棟	1	1,613.25	
	浴場棟	1	569.30	
	その他	1	120.04	
	サウナ棟	1	39.00	
計		4	2,341.59	

工 作 物 一 覧 表

所 在 地	名 所	数 量	備 考
南あわじ市 湊字平石	電気設備一式	1 式	
	空調換気設備一式	1 式	
	給排水衛生設備一式	1 式	
	水風呂冷却装置	1 式	
	電気風呂機械設備／やすらぎ温泉	1 式	
	電気風呂機械設備／すこやか温泉	1 式	
	省電力装置	1 式	
	プール監視カメラ一式	1 式	
	水道使用水量計設備一式	1 式	
	積算電力量計設備一式	1 式	
計		11 件	